

# 業務指示書

## カリブ地域水産関連機材整備計画準備調査（2）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年5月28日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年6月2日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水産関連機材・設備整備に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/運営・維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水産関連機材・設備の運営・維持管理計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（セントクリストファー・ネーヴィス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国及び全途上国での業務の経験）
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 冷却設備計画／積算1】

- 1) 類似業務の経験：冷却設備計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（セントクリストファー・ネーヴィス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国 及び全途上国での業務の経験）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年6月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XCD1 = 38.159 円, US\$1 = 102.58 円, EUR1 = 142.01 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/運営・維持管理計画  
冷却設備計画/積算1

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.36 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年6月20日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
カリブ地域水産関連機材整備計画準備調査（２）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任／運営・維持管理計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 冷却設備計画／積算1	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

カリブ地域の東部に位置するセントクリストファー・ネーヴィス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国の3ヶ国は、それぞれ、人口53千人、89千人、71千人を抱え、262平方キロメートル、442平方キロメートル、790平方キロメートルの国土を西はカリブ海、東は大西洋に囲まれた島嶼国である。

セントクリストファー・ネーヴィスのGDPに対する水産業の寄与は2%弱にすぎないものの、水産業は、同国の主要産業である観光業（42%）に次ぐ就業率（14%）を占めている（2011年）。また、同国は、経済の多角化に加え、食料自給率の向上の観点からも、水産業の振興を目指している。

アンティグア・バーブーダでは、観光産業がGDPの約60%を占めており、同国の経済は観光客の増減に左右されやすい不安定な構造となっている。同国政府は産業の多様化を模索しており、その一つとして、水産物の国内安定供給による輸入代替及び輸出による外貨獲得を図りつつ、広大なサンゴ海域と経済水域における資源の有効利用による水産業の開発を目指している。

ドミニカ国の主要な産業は、農業、観光業、製造業（石鹼等）であるが、水産業は産業の多角化を促し、経済成長を担う重要な産業の一つとして位置づけられている。これまで、我が国は、水産無償資金協力による水産施設・機材整備や専門家等派遣による技術協力を通じて、これら3ヶ国における水産業の振興に寄与してきた。しかしながら、これら3ヶ国を含むカリブ地域には零細な漁民が多く、こうした漁民がアクセスしやすい沿岸部では、過剰な漁獲が行われるようになったことから沿岸部における水産資源の減少が問題視されるようになった。さらに、これまで無償資金協力を通じて整備された水産関連機材の中には経年劣化や自然災害等により、その機能が低下しているものも見られ、漁獲物の適正な流通の阻害要因となっている。これらの状況に対し、各国とも、独自にこれら問題の解決に努めているものの、予算的、技術的な制約から十分な対応がなされていないのが現状である。

2010年9月に開催された第2回日・カリコム外相会議においては「日本とカリブ共同体（カリコム）諸国との間の平和・開発・繁栄のためのパートナーシップ」を策定し、その中で、経済社会開発に資するよう、水産業及び水産資源の持続可能な開発、保存及び管理の分野において、緊密な協力を継続することに合意していることから、今後引き続き水産無償をはじめとした支援を行っていく必要がある。

本調査は、セントクリストファー・ネーヴィス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国の3ヶ国において、我が国無償資金協力としての必要性及び妥当性のある事業を抽出し、これら事業の中から、最適な内容に絞り込んだプロジェクトを国毎に形成するもとともに、これらプロジェクトそれぞれについて、概略設計、概略事業費の積算を実施するものである。

### 2. プロジェクトの概要（現時点での素案）

#### （1）プロジェクト目標：

対象3ヶ国において、既存の水産関連機材が更新され、新たなニーズに対する新規水産関連機材を導入することにより、水揚量の増加、水産物流通の円滑化

が図られる。

(2) プロジェクトの成果：

対象 3 ヶ国において、過去の無償資金協力により整備された水産関連機材（製氷機、貯氷庫、冷蔵庫、その他流通関連機材）及びそれに附帯する施設の一部再整備を行うとともに、新たなニーズが確認された水産関連機材（人工浮漁礁、浮漁礁設置やモニタリング等を行うための多目的船、漁場管理システム機器等）を導入する。

(3) 対象地域（サイト）：

対象 3 ヶ国において無償資金協力事業（水産無償）が実施されたサイト及び実施中の技術協力プロジェクト「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理」の活動サイト

(4) 関係官庁・機関

ア セントクリストファー・ネーヴィス：教育・情報・農業・海洋資源・協同組合省（Ministry of Education, Information, Agriculture, Marine Resources and Cooperatives）等

イ アンティグア・バーブーダ：農業・土地・住居・環境省（Ministry of Agriculture, Lands, Housing and the Environment）等

ウ ドミニカ国：環境・天然資源・インフラ計画・水産省（Ministry of Environment, Natural Resources, Physical Planning and Fisheries）等

(5) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

これまで、対象 3 ヶ国において、我が国が協力を実施してきた案件は別紙のとおり。

### 3. 業務の目的

無償資金協力（水産無償）の活用を前提として、本調査の中で協力の必要性が認められた事業を抽出し、その効果や技術的・経済的妥当性を検討のうえ、各国 1 プロジェクトを形成する。さらに、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、各プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、対象 3 ヶ国について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 協力の実施の意義とタイミング

対象 3 ヶ国は、我が国政策上重要な国の一つとして位置づけられており、早急な案件形成が求められている。そのため、準備調査報告書（案）の先方政府への説明・協議を 2014 年 12 月に予定しており、短期間の調査実施が求められる。

### (2) 要請書

本調査は、対象国が要請書を準備している中、先行して調査を実施することになるため、相手国の意向と調査の方向性に齟齬が生じないように、調査の過程において随時各国政府関係者と情報共有を行うとともに、協力内容に関する意向確認を行う。また、相手国による要請書作成に可能な範囲で支援を行う。

### (3) 計画の対象

早急な協力の実施を前提としていることから、各国における漁業を取り巻く現在の課題を把握した上で、以下を調査の対象とする。

ア これまで我が国無償資金協力により導入した既存の水産関連機材・設備のうち、特に重要と思われる大型機材（原則、製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等はすべて含む）及びそれに附帯する設備の更新・拡張を検討する。ただし、更新する機材は、無償資金協力事業完了後 7 年以上を経過したものをおおよその目安とする。検討にあたっては、その老朽化以外にも、冷媒については現在の世界的な環境基準の動向を、また、漁獲物取扱い施設については衛生基準との整合性を考慮する。また、附帯する設備の更新・拡張とは、大型機材の更新に伴い必要となる当該機材を格納している施設の拡張、配電や給排水の変更等を想定している。

現時点で想定されている無償資金協力により整備されたサイト数は、以下の通りであるが、調査結果に基づいて、追加・除外する。

- ① セントクリストファー・ネーヴィス：2 サイト程度
- ② アンティグア・バーブーダ：3 サイト程度
- ③ ドミニカ国：4 サイト程度

イ これまでの無償資金協力により整備された水産関連施設のさらなる有効活用につながる可能性があり、本調査で確認された新たなニーズに対応して新たに導入が望ましい水産関連機材（多目的漁船、人工浮漁礁等）も対象とする。ただし、新たに導入することが想定される水産関連機材については、実施中の技術協力プロジェクト「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理」（以下、「実施中技プロ」という。）との連携が想定されるものや、実施中技プロの成果により確実かつ有効に運用・維持管理されると考えられるものは、協力の対象とすることを前向きに検討する。調査においては、実施中技プロの専門家とも密に情報共有及び協議を行うとともに、その必要性・妥当性について検証する。

### (4) 基礎情報収集・確認調査結果の活用

機構は、本件調査に先行して、2013 年 11 月～2014 年 2 月まで本件対象国 3 ヶ国を含むカリブ地域 6 ヶ国を対象に、「カリブ地域水産物流通情報収集・確認調

査」を実施した。同調査は、今後 5 ヶ年を想定して、主にこれまで無償資金協力で導入した施設・機材・設備の更新・拡張を行う無償資金協力事業の可能性を検討するための情報収集を行ったものであるが、本調査に活用すべき情報が多く含まれている。同調査最終報告書の内容を十分精査し、先方に同じデータの提供を再度求めるなど重複した調査を実施しないよう留意する。

なお、本調査の結果、十分な根拠の確認と検証を行った上で、同調査結果の内容の一部を修正・変更した結果を導き出すことは妨げない。

#### (5) 既存統計データの未整備・不足

既存の水産関連機材や新規導入を検討する水産関連機材の必要性・妥当性を検討するにあたり、必要となる統計データが整備されていない、またはデータそのものが採取されていない場合も想定される。そうした場合には、本調査期間中の一定期間にわたり継続して実測を行うとともに、関連する統計データも活用して、不足するデータを補完する。

#### (6) 既存機材を更新する場合の留意事項

##### ア 更新の必要性・妥当性の検証

以前の無償資金協力で導入された機材の更新の必要性・妥当性を検討するにあたっては、以前の無償資金協力実施時の同機材に対する利用ニーズ、活用方法、環境に変化が生じている場合も考えられる。機材の更新の検討にあたっては、あくまで現時点及び今後の同機材の必要性・妥当性を十分に検証する。

##### イ 既存機材の扱い

既存機材の更新にあたって、既存の機材の廃棄を行うのか、併用を行うのか、転用を行うのかなど、そのコストパフォーマンスも考慮して検討を行う。また、既存の機材の廃棄にあたっては、先方負担で実施するのか、無償資金協力として実施するのか、本調査によって提案される無償資金協力事業の円滑な実施、事業としての一体性、環境関連法規に則った適正な手続きの実施等の観点も併せて検討を行う。

#### (7) 現地調査の実施方法

##### ア 調査団員は、短期間に効率的な調査を行うのに適したチーム構成を検討する。

イ 本調査においては、①先方政府への調査目的の説明、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の 2 回の現地調査を予定している。また、①の調査については、調査開始時に、②については全行程において、当機構から調査団員を参加させる予定である。

#### (8) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定にあたっては、調査の過程で随時当機構と協議する。

特に、以下の 2 つの段階においては、当機構が開催する会議に同席し、日本側関

係者に対し、説明を行うとともに、意向を確認することとする。

ア 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を帰国後 10 日以内に取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

イ 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(9) 塩害対策

現在、セントルシア、セントビンセント、グレナダの3ヶ国を対象として実施されている「カリブ地域水産関連機材整備計画準備調査」では、塩害による施設や機材の老朽化が明らかになっている。本調査の結果、更新や新規設置が提案される機材についても、塩害を考慮した仕様とし、塩害対策を含む資機材の維持管理費を算出し計画内容の妥当性を検討する。

(10) 環境社会配慮

本調査により形成される計画は、既存機材や設備の更新が中心となることから、JICA 環境社会ガイドラインに基づくカテゴリーはCを想定している。

ただし、本調査より形成された計画が実施される場合には、機材更新のための施工期間中、当該機材や設備が供用できない状態になることが想定されることから、同ガイドラインの趣旨を十分に理解し、その影響について調査するとともに、影響を最小限に抑えるための方策を検討する。要すれば、先方が実施するステークホルダー会議に出席し、技術的な支援等を行う。

また、更新の対象として想定している製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等には冷媒が含まれており、適正な処分・廃棄方法を検討する必要がある。

## 6. 業務の内容

### (1) 事前準備作業

ア 「カリブ地域水産物流通情報収集・確認調査」最終報告書の内容を確認し、本件対象国3ヶ国で想定される事業内容を把握する。

イ 国内で入手可能な対象国の水産業に関する資料や統計データを収集・解析し、対象国における水産業の位置づけ、水産業の概要を把握する。

ウ 対象国における実施済み無償資金協力（水産無償）の予備調査報告書や基本設計調査報告書等から事業の詳細を把握する。

エ 上記ア～ウ及び本調査実施の背景を踏まえた上で、調査全体の方針・方法の検討、現地調査項目の整理及び調査計画の策定を行う。

オ 上記ア～エを踏まえ、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

## (3) 基礎情報の収集・確認

各国の水産業事業について、以下の調査を行う。

- ア 国家開発計画及び各国水産業に関わる政策や開発方針・計画を調査し、各国における水産業の位置づけや開発の方向性を確認する。
- イ 水産業に関わる法令、省令を調査し、開発を進めていく上での制約条件や手続きを把握する。特に、水産物流通に関する準拠基準や手続き（衛生管理、品質管理基準、輸出手続き等）における変更の有無については、詳細に確認する。
- ウ 国全体の水産業の現状と動向（水揚量、漁法、漁期、販売量・販売価格、市場流通量、輸出量、漁業従事者数、漁船数、流通体系、水産資源量動向等）等の最新のデータを収集し、水産業の実態を把握する。動向確認については、過去5年程度を目途とする。
- エ 水産物輸出入の現状と動向（水産物輸出入製品の詳細、量的動向、輸入国・仕向国）に関する最新のデータを収集するとともに、水産物の主たる消費者でもある観光セクターの現状と動向を確認する。
- オ 他国、他ドナーによる水産分野及び漁村開発分野における近年の協力の実績と現状について調査する。
- カ カリブ地域など域内会合の水産業に係る共同声明や合意文書等を調査し、水産業における各国共有に抱える問題点・課題、水産業に関連する域内の開発の方向性や取極めを把握する。

## (4) 実施済み無償資金協力（水産無償）により導入された大型水産関連機材及びそれに附帯する設備に係る調査

各国実施済み無償資金協力案件について以下の調査を行い、それぞれの案件の現時点における位置付けと求められる機能について確認する。なお、現時点で想定する調査内容は以下のとおりであるが、その他に必要、またはより適切と思われる調査内容・項目があれば、プロポーザルの中でその理由とともに提案を行うこと。

- ア 大型機材及びそれに附帯する設備の供用状況（利用者の種類、利用者数、利用頻度、利用者の満足度、利用価格、使用目的等）と効果の発現状況
- イ 大型機材の概況（経年劣化・破損・塩害等の発生状況と施設機能への影響等）
- ウ 大型機材の運用状況（運転時間、（氷などの）生産量・販売量、販売価格等）
- エ 運営・維持管理状況（運営・維持管理に係る人員体制、技術レベル、運営維持管理を所管する機関の財務状況、予算、収支バランス、利用料徴収制度、利用基準等）
- オ 運営・維持管理に関する課題の有無（代理店の対応状況、スペアパーツの調達状況、機材の取扱説明書やマニュアル等）
- カ 機材・設備を稼働させる基礎インフラ状況（電力供給、上下水道等）
- キ ア～カの調査結果から、機材・設備が、プロジェクト当初の目的に対し、想定通りの機能を果たしているかを、案件ごとに検証する。
  - (ア) 想定通りの機能を果たしていない場合は、その原因が機材・設備そのものにあるのか、機材・設備に附帯する周辺環境にあるのか、あるいは、当初目的が水産業の現状や自然環境の変化に適合しなくなったことにあるのか

か等について調査し、詳細を解明する。

- (イ) 想定通りの機能を果たしていない原因の調査にあたっては、必要に応じて、利用者や関係者へのインタビュー調査を行い、ユーザの視点からの分析も行う。
- (5) 新たなニーズにより新規導入される機材の検討  
本調査の過程で、水産業を取り巻く環境や漁業形態などの変化に伴い、新たにそのニーズが確認された機材については、本調査により提案される無償資金協力の目的と合致し、これまでの無償資金協力で整備された水産関連施設や機材のさらなる有効活用が想定されるものであることを確認する。また、この時、実施中技プロとの連携が想定される機材については、協力対象として前向きに検討する。ただし、現地の運用・維持管理レベルに適合していること、又は、当該プロジェクトの活動を通じて、運用・維持管理が今後問題なく行われることが十分な根拠をもって確認できるものであることに留意する。実施中技プロとの連携が想定される機材の場合は、その具体的な連携案を提案する。
- (6) 協力事業内容の精査・絞り込み  
上記(1)～(5)の結果を踏まえ、無償資金協力(水産無償)を前提として、我が国による協力が妥当であり、かつ早急な実施が可能であると考えられる事業(以下「候補事業」という。)を抽出し、これをリスト化する。抽出にあたっては以下の点に留意する。
- ア 既存機材・施設の撤去・廃棄、用地の更地化、運営維持管理費・人員の確保等、先方負担事項の検討を行い、先方負担が妥当と考えられるコンポーネントについては、候補事業から除外する。
  - イ 候補事業として、機材・設備を更新又は拡張する場合には、運営・維持管理の技術レベルに問題がないことが類似の他の事業などから十分推測できること。また、運営・維持管理に係る経費が十分に確保できることが、実施機関の予算や利用料などから十分に推測できること。
  - ウ 候補事業規模に対する裨益人口規模が、カリブ諸国の同等の事業と比較して、遜色がないこと。
  - エ 候補事業としての投入の必要性を十分な根拠となるデータをもって説明できること。
  - オ 候補事業の実施による効果が、漁業従事者や住民の生計向上や生活環境の改善につながることを、客観的なデータにより説明できること。
- (7) 団内及び日本側関係者との協議  
上記(6)の結果を機構本部、さらに、必要に応じてドミニカ共和国事務所及び実施中技プロ専門家に対し、報告・協議を行い、無償資金協力として実施することの妥当性を確認した複数の候補事業を1カ国1プロジェクト(複数サイトを含むことを想定)に取りまとめる。
- (8) 調達事情調査

上記（７）で形成した各プロジェクトで調達を想定する機材について、以下の調査を実施する。

- ア 現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費、免税措置等）を調査する。
- イ 調達に関わる関連法令について調査する。
- ウ 現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等について調査する。

（９）施工・据付に係る調査

機材の更新・拡張にあたり、改築が必要な設備・施設について、施工・据付計画策定するための調査を行い、施工体制、監理体制、行程計画、品質管理計画等を検討する。

（１０）ソフトコンポーネントの必要性・可能性の検討

本計画の成果達成のためのソフトコンポーネントの必要性を検討し、必要と考えられる場合はその計画を策定する。

（１１）サイト状況（自然条件等）調査

本調査では、早急な実施を念頭に置いているため、自然条件調査が必要な候補事業を含んだプロジェクトを想定していないが、上記（７）で形成したプロジェクトの設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、自然条件調査が必要不可欠であることが判明した場合は、直ちに機構と協議を行う。

（１２）環境社会配慮

上記（７）で形成したプロジェクトの内容によって、環境社会配慮調査の必要性が明らかとなった場合は、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）（以下「ガイドライン」）に沿って、次の事項について調査する。なお、調査は IEE レベルとする。

ア 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

（ア）環境社会配慮（環境影響評価、住民移転等）に関連する法令や基準等（ガイドラインとの整合性を確認）

（イ）環境社会配慮に係る各種関係機関の役割

イ プロジェクト・サイトの環境・社会状況（土地利用、自然環境、住民移転の必要性等）の確認

ウ 上記状況確認等に基づくスコーピング案の作成

エ 同じく上記状況確認等の範囲内での代替案の比較、緩和策の検討及びモニタリング計画の作成

（１３）プロジェクトの実施体制の確認

上記（７）で形成したプロジェクトを実施するにあたり、その実施機関での組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

#### (14) 相手国側負担事業の概要

相手国側負担事項（既存機材・施設廃棄、用地更地化、新規用地確保、各種建設許可の取得等）並びに無償資金協力として事業を実施する際の各国政府の免税措置を整理する。

#### (15) プロジェクトの維持管理調査

本調査結果に基づく事業を実施した場合に、必要な維持管理業務について、機材・設備の耐久年数を考慮した更新計画も含めた維持管理計画を作成する。ただし、現行の維持管理状況を踏まえ、現実的な計画となるよう留意する。

#### (16) プロジェクト効果指標設定のためのベースライン調査

2. (1) で素案として提示しているプロジェクト目標を再検討し、対象3ヶ国共通の目標として適切なプロジェクト目標を設定する。このプロジェクト目標に基づき、プロジェクトの効果を定性的、定量的に把握するために適切な指標を検討し、プロジェクト実施前の現状を適切に表すデータの有無を確認する。既存のデータが入手できない場合には、ベースライン調査を本調査期間中に実施する。

#### (17) 国内解析作業

##### ア 現地調査結果概要の作成・説明

現地調査の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

##### イ プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### (ア) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

##### (イ) 基本計画

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

##### a 機材計画

##### b 設備計画

##### (ウ) 概略設計図

##### (エ) 調達計画／施工計画

##### a 施工方針

##### b 施工上の留意事項

##### c 施工区分（先方負担工事との区分）

##### d 施工監理計画

##### e 品質管理計画

- f 資機材等調達計画
- g 実施工程

#### ウ プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### (ア) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

##### (イ) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

##### (ウ) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- a 実施時期
- b 事業費（総事業費及び内訳）
- c 概略の仕様
- d 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- e 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- f 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

#### エ 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

#### オ プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

#### (18) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

## (19) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)を各国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

## (20) 準備調査報告書等の作成

各国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(8)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は簡易製本にて別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文2部  
(機構本部、ドミニカ共和国事務所)
- (2) インセプション・レポート : 和文2部  
(機構本部、ドミニカ共和国事務所)  
: 英文9部  
(対象国ごと3部: 機構本部、ドミニカ共和国事務所、先方政府)
- (3) 現地調査結果概要 : 和文2部  
(機構本部、ドミニカ共和国事務所)
- (4) 準備調査報告書(案) : 和文3部  
(機構本部、ドミニカ共和国事務所)  
: 英文9部  
(対象国ごと3部: 機構本部、ドミニカ共和国事務所、先方政府)
- (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文2部(機構本部)  
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (6) 機材仕様書 : 和文3部(機構本部)  
: 英文12部  
(対象国ごと4部: 機構本部、先方政府)
- (7) 準備調査概要資料 : 和文1部及びCD-R1枚(機構本部)  
(※完成予想図を含む。)
- (8) 準備調査報告書 : 和文(製本版)9部及びCD-R1枚  
(機構本部)  
(※完成予想図を含む。) : 英文(製本版)(機構本部)  
対象国ごと11部及びCD-R3枚

- (9) デジタル画像集
- (機構本部)  
: 和文(簡易製本版) 2部及びCD-R 1枚  
: CD-R 2枚(デジタル画像40枚程度)  
(機構本部)

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (5) については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2010年6月)」を参照することとする。
- 注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2014年7月中旬より事前準備を開始し、2014年7月下旬に第一回現地調査を、同年11月下旬に第二回現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2015年1月上旬までに概要資料、2015年2月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

年度 月	2014年度				2014年度			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
事前準備作業	□							
現地調査	■							
現地調査結果概要			△					
国内解析作業			□					
協力準備調査報告書 （案）の説明・協議						■		
準備調査概要資料							△	
準備調査報告書								△

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約13.13M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／運営・維持管理計画（2号）
- 2) 冷却設備計画／積算1（3号）
- 3) 漁業関連機材整備計画／環境社会配慮／積算2
- 4) 漁船監視体制整備計画／積算3

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記格付は目安であり、これと異なる格付の提案を行う場合にはその理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 3. 対象国の便宜供与

本調査は、JICAの責任において実施するものであることから、対象3ヶ国からの特別な便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められているが、JICAは、現地調査開始時における各国政府関係機関への調査内容や調査スケジュールの通知及び調査への協力依頼を行うとともに、主要な訪問先との初回アポイントの取付けを支援する。

#### 4. 配布・閲覧資料

##### (1) 配布資料

- ・対象3ヶ国においてこれまで我が国が実施した無償資金協力事業のリスト

##### (2) インターネット上で閲覧可能な資料

- ・対象3ヶ国における基本設計調査報告書又は予備調査報告書、「カリブ地域における漁業・水産業に係る開発・管理マスタープラン調査最終報告書」及び「カリブ地域水産物流通情報収集・確認調査」最終報告書

上記資料は「JICA図書館ポータルサイト」より閲覧・ダウンロードが可能。

(URL: <https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>)

- ・現在実施中の技術協力プロジェクト「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理」の事前評価表

上記資料は ([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013\\_1200398\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1200398_1_s.pdf))

より閲覧・ダウンロードが可能。

#### 5. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

##### (1) 第一回現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約15日間
- 3) 目的：先方政府関係者に対し、調査の目的と方針を説明する。相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

##### (2) 第二回現地調査 (報告書案説明)

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約20日間
- 3) 目的：準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### 6. 現地再委託

調査内容のうち、現地再委託により実施するものは想定していないが、現地再委託を行う必要があると考える場合は、プロポーザルにて明確な理由とともに提案すること。また、その経費は見積に含めること。併せて可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者名および現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月版）」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

## 7. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国無償資金協力として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2013年11月版）の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

### (2) 在外公館及び機構事務所への表敬・打合せについて

#### ア 第1回現地調査

本件業務にあたっては、現地調査の最初に、機構団員とともに機構ドミニカ共和国事務所を訪問し、本件業務の方針をインセプション・レポートに基づき説明を行うとともに、当該事務所の意向について確認する。

また、現地調査の最後には、機構団員の派遣は予定していないが、在トリニダード・トバゴ大使館を表敬し、現地調査結果について説明を行う。

なお、上記のいずれにおいても、原則、業務主任が対応することとし、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

#### イ 第2回現地調査

第2回現地調査の最初に、機構団員とともに機構ドミニカ共和国事務所と訪問し、準備調査報告書(案)に基づき説明を行う。また、現地調査の最後には、在トリニダード・トバゴ大使館を表敬し、現地調査結果について説明を行う。

なお、上記のいずれにおいても、原則、業務主任が対応することとする。

### (3) 行程について

本調査は対象3ヶ国に対する調査を一括の渡航で実施することとなるため、可能な限り経済的かつ効率的な工程を提案してください。

以上